

右聲明ス

日本労働總同盟東京鉄工組合

本所第一支部

昭和三年二月二十五日

各位
席中

別記(三)

左記、通り規定致候間、併し知相成度

記

一、勤務時間ハ午前七時ヨリ午後五時迄トス
休憩時間 午前九時ヨリ十時同
 午後十一時ヨリ十二時同
 午後三時ヨリ四時同

二、日給五歩ヲ増給ス

但し従来ノ特等手當ヲ廢止ス

三、工場ノ都合ニヨリ臨時休業ノ爲メ、場合ハ本給ノ全額ヲ支給ス

但し労働条件ヲ擅出シ又ハ其ノ他ノ事情ニヨリ工場主ガ已合ヲ得スレバ臨時休業ホタル場合ハ此ノ限リニアラズ

四、工場定休日ニハ日給ノ二歩ヲ支給ス

定休日ハ毎月一日、十五日、一月二日ヨリ五迄

七月十五日、十六日、十二月廿一日

五、簡便矣呼徴兵検査ノ際ハ日給一日分ヲ支給シ勤務満習應召者ニ

八日給ノ六歩ヲ支給ス
但し官給金ヲ扣除ス